

路線バス維持対策事業 や成人式開催事業などを議論

常任委員会 レポート

委員長報告全文は
こちらをご覧ください。



- 総務厚生委員会**
委員長 山田 能新
副委員長 小山田 輔雄
委員 小久保 堅太
山崎 一
- 近藤 芳人 田島 輝美 山内 政夫
吉住 威三美
- 産業建設文教委員会**
委員長 井元 宏三
副委員長 綾香 良一
委員 池田 綾
松尾 美
- 神田 全記 竹山 俊郎 辻 賢治
松本 正治 山本 芳久

路線バス維持対策事業

Q 民間事業者が運行している「たびら平戸口駅・宮の浦線」において、10月1日より宮の浦から平戸高校までの区間の始発便と最終便の民間路線が廃止となり、市ふれあいバスで運行する。これに伴い、ふれあいバスからの乗り継ぎによる平戸北部への高校に通学する学生の運賃増額分を補助する。また、小春日・獅子間のバス利用者に対し、これまでのふれあいバス運行による定額運賃から、現在の民間事業者の通常運賃となった増額分を補助することとしており、いずれも、激変緩和措置として、令和6年度までとしているとの説明であるが、市がいつまで運賃の平準化による補助を行うのか。また、民間事業者とふれあいバスとの運賃の格差など、今後どのように考えているのか。

A ふれあいバスは運用当初より定額運賃（200円）としていることから、民間のバス運賃額相当額に引き上げることが難しい。また、民間事業者のバス運賃の減額も経営面から難しいと考えている。今後、利便性について交通利用者などの声を聴きながら調整をしていく。

委員会の意見
採算が合わない路線をふれあいバスにより市が運営している。今後も運賃

の平準化の支援をしていくと共に、行政として路線を維持する責任もはたすべく努力を続けてほしい。

飲食店等時短要請協力金支給事業

Q 時短要請協力金支給事業補助対象である飲食店等に密接に関わる事業者も厳しい状況にあり、単独事業としても支援する必要があると思うが、どのように考えているのか。

A 今年1月から2月の協力金支給時にも、県補助金の事業継続支援給付金の対象とならない売上減少額が20%から50%の事業者にも支給を行った。今回も、県が事業者支援制度を検討しており、状況を見極めながらできるだけ早めに検討したい。

Q 事業者は3期分をまとめて請求してもよいのか。

A 締切日は、第1期分を9月24日、第2期分を10月25日、第3期分を10月下旬としている。それぞれ10月下旬の締め切りで受け付けできるよう対応する。

Q 協力金支援事業は、今回の対象店舗以外の事業者に対しても検討しているのか。

A 支援対象外の事業者に対しては、県において検討されているように聞いているが、詳細な情報はまだ入っていない。

ない。情報が入り次第、市としても取り組んでいきたい。

事業継続支援給付金事業

Q 交付対象事業者は、どのような業種を対象としているのか。

A 飲食店と直接または間接的に取引があるほとんどの事業者を対象としている。なお、酒類販売の事業者には、県から別途上乗せの給付制度がある。

Q 前年度または前々年度に対する売上の減少を対象としているが、昨年10月以降に開業した事業者は対象となるのか。

A 新規開業者についても、令和3年3月31日までに開業した事業者は対象とはなるが、本年4月1日以降に開業した事業者は対象外となる。

Q 前年と比較する資料がない新規開業者は、どのように計算されるのか。

A 令和3年1月から令和3年3月までの事業収入を3月で割り、それを前年度の数値として、今年度の8月分または9月分と比較することとなっている。

鳥獣被害防止総合対策事業

Q イノシシ捕獲頭数は、現状でどのよ

成人式開催事業

Q 本年1月3日に中止となった成人式の代替行事を令和4年1月2日に、令和4年の成人式を翌日の1月3日に開催するということだが、1月3日に合同で開催するという検討はしなかったのか。

A 新型コロナウイルス感染症対策において、当日会場が密になること、参加者が多数となり入場での混雑などが心配されることで、運営者側の対応が厳しくなることを考慮し、実行委員会の中で新成人の代表者とも協議して、同日開催とせず、代替え行事は1月2日に開催することで進めている。

Q 民法の改正で令和4年4月より十八歳から成人となるが、今後の対応は考えているのか。

A 十八歳での成人式になると高校3年生も対象となり、受験を控えた学生にとつては、大変な時期となる。県内でも決定している自治体は二十歳での式典で、十八歳での成人式を行うところはなく、本市としては、二十歳での式典を検討している。

Q 各地区の要望に対しての優先順位をどのように決めているのか。

道路単独改良事業

A 地区要望に対し1地区当たり50万円から60万円に対応しているが、要望の中に交差点改修や局部改良で費用がかかる箇所などに重点的に補って地区の要望に応えるものである。優先順位は、まず要望の段階で地元として優先順位を決めていただき、次に担当が現地立会を行い、道路管理者として優先する箇所もあることから、地元と協議を行い決定している。

Q 今回補正の3千万円は、要望箇所の何%に相当するのか。

A 例年800か所程度の要望があったっており、金額にすると数億円から10億

Q 建築技師がいながら、外部委託をしている業務が多いのではないのか。

A すべてを外部委託しているのではなく、小規模なものについては、委託を行っている。建築技師も事務的な業務、県との調整、空き家対策など事務量が増えている状況もあり、委託業務については、精査しながら今後検討していきたい。

Q 本年4月末をもって、建築主事の資格を有する建築技師が退職したこと、建築確認が必要な建物で支障はでないのか。

A 本年4月1日より週1回、長崎県から建築主事資格を有する職員が本市に派遣され、建築確認の審査を行っており、これまでに支障はでない。また、急を要する審査については、長崎県とも協議して、対応していきたい。

